

令和4年度

第12回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和5年3月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年3月20日(月) 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 観音寺市役所4階 会議室

3 出席委員 19人

- 1番 合田 政光 (会長)
- 2番 森川 敏博
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 5番 富田 敏弘
- 6番 大西 恒利
- 8番 篠原 元良
- 9番 山岡 都男
- 10番 石川 豊
- 11番 高橋 昌寿
- 12番 久保 省治
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 18番 合田 朝子
- 19番 齋藤 律男 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第4号 観音寺市農用地利用集積計画(案)について

議案第5号 農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について

議案第6号 農地転用許可後の事業計画の変更について <香川県知事許可>

5 農業委員会事務局等出席者

| | |
|-----------------------|--------|
| 事務局長 | 森川 省三 |
| 事務局次長(農政管理係長) | 藤村 佳広 |
| 事務局主任(農地係長) | 石井 盟人 |
| 公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員 | 大喜多 幸治 |

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和4年度観音寺市農業委員会第12回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である18人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。

署名委員さんは7番 豊田 敏計 委員、並びに14番 小出 由弘 委員のご両名をお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。申請番号4番が藤岡委員の関係案件にあたり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限にあたりますので、退席を求めます。それではこれより議事を始めます。事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和5年3月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は6件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の申請地は、貸借していたものの耕作者より返還されたため譲渡人としては処分を検討しておりました。そこで、譲受人に有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

2番の申請地は、これまでも貸借により譲受人が耕作しておりましたが、譲渡人としては農地を処分したいと考えていたため、相談した結果、有償の所有権移転を移転をすることが話がまとまったものです。譲受人は認定農業者であり、本件により経営規模の拡大するものです。

3番の申請は、譲渡人の所有農地のうち今回の申請地だけが違う水利に属する農地であったことから、今後の管理を考え、処分を検討。譲渡人に無償の所有権移転をすることとなり申請があったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

4番の案件は生前贈与するものです。譲渡人と譲受人は親子で、所有する農地のすべてを子の名義を予定しております。

5番と6番の譲受人は夫婦であり実質的には一体の案件です。

申請地は平成28年の相続発生時に神奈川県在住の譲渡人が相続したものの、管理ができないため、相続人や関係者の間で協議し、譲受人が管理することで話がまとまったものです。

譲受人は、まんのう町在住ですが、居宅から申請地までは20km以内と通作距離の目安の範囲内であること、まんのう町では16,000㎡程の経営農地があり、農業経験が十分にあることから、問題ないものと考えます。また、譲受人の希望により5番・6番と夫婦それぞれの名義で申請があったものです。

議案第1号については以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 (会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 2番について、篠原 元良 委員 補足説明をお願いします。

篠原委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 3番について、山岡 都男 委員 補足説明をお願いします。

山岡委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 4番について、合田 朝子 委員 補足説明をお願いします。

合田委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 5番、6番について、久保 省治 委員 補足説明をお願いします。

久保委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 (会長) 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。それでは、議案第1号が終わりましたので、藤岡委員入室をお願いします。次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和5年3月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

1番の申請者は富田 努様です。

転用目的は農家住宅の拡張で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、柞田町字下出甲1335番1で柞田小学校から北約700mに位置し、市道に接する都市計画用途地域第一種低層住居専用地域の第3種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地361㎡です。併せ地は宅地788.33㎡、合計で1149.33㎡です。

利用計画ですが、建物面積合計524.76㎡で土地利用率は45.66%です。

昭和49年頃に亡くなった父が農家住宅用地として造成して使用していました。農地法を知らなかったとは言え、深く反省し、今後はこのようなことがないようにと始末書を付しての転用申請です。

2番の申請者は大西 進様です。

転用目的は農家住宅の拡張で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、柞田町字赤泉甲1950番4外4筆で中部中学校から西約400mに位置し、市道加儀田広野橋線に接する都市計画用途地域第二種中高層住居専用地域の第3種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地285㎡です。併せ地は宅地231.27㎡、合計で516.27㎡です。

利用計画ですが、建物面積合計168.2㎡で土地利用率は32.58%です。

平成30年頃に農地法の知識がなく、必要に迫られ駐車場を作ったところ無断転用となっており、今後このようなことがないようにと反省し、始末書を付しての転用申請です。

3番については位置図に修正がありますので、位置図を開いてください。

位置図の左側のぶつぶつの四角に申請地と記載していましたが、併せ地です。

また右側の斜線の資格が併せ地と記載していましたが、申請地です。

お手数ですが、修正のほどよろしくお願ひいたします。

3番の申請者は久保 貴義様です。

転用目的は農家住宅の拡張です。

申請場所は、大野原町大野原字三軒屋 5797 番 2 で豊浜中学校から東約 800mに位置し、国道 377 号に接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 188 m²です。併せ地は宅地 627.1 m²、合計で 815.1 m²です。

利用計画ですが、建物合計で 299.42 m²で土地利用率は 36.73%です。

家が建て込んでおり、駐車スペースがないため、駐車場用地を検討した結果、居住地に隣接する所有農地を駐車場にしようと転用申請に至りました。

議案第 2 号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 (会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願ひしたいと思ひます。1番、2番について、富田 敏弘 委員 補足説明をお願ひします。

富田委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 3番について、久保 省治 委員 補足説明をお願ひします。

久保委員 別に問題ありません。

議長 (会長) 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 (会長) 特にないようですので、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願ひいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第 3 号について説明させていただきますので、議案書の 7 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和 5 年 3 月 14 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 1 件です。

議案書 8 ページと位置図をご覧ください。

1 番の申請者は鈴木 晶子様です。

転用目的は非農家の自己住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。貸人は借り人の親にあたります。

申請場所は、柞田町字赤泉甲 1950 番 3 外 1 筆で中部中学校から西約 700mに位置し、市道加儀田広野橋線に併せ地が接する都市計画用途地域第二種中高層住居専用地域の第 3 種農地であり、転用面積は地目が田 231 m²です。併せ地は宅地 95 m²、合計で 326 m²です。

利用計画ですが、住宅 1 棟平屋建 109.30 m²で土地利用率は 33.53%です。

現在は夫と子ども 3 人とアパートで生活していますが、実家の農業の手伝いを行うため、父の所有地を借り、転用申請に至りました。

議案第 3 号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 (会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願ひしたいと思ひます。1番について、富田敏弘委員さんから補足説明をします。

富田委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第4号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（農政管理係長） 失礼します。それでは、議案第4号について説明いたします。

議案書の9ページをお開きください。

議案第4号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和5年3月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の10ページをご覧ください。議案第4号別紙、農用地利用集積計画総括表、利用権設定、経営移譲年金、今月は大野原町井関地区で経営移譲年金支給のための親から子への利用権設定が1件4筆について、提出されました。詳細は、次の11ページをご覧ください。

つづきまして、12ページをお開きください。

議案第4号別紙、農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和5年3月31日公告（案）ですが、こちらは、通常の個人間による利用権設定について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区 6,889 m²、高室地区 4,291 m²、常磐地区 4,210 m²、柞田地区 8,544 m²、木之郷地区 4,271 m²、豊田地区 7,807 m²、粟井地区 366 m²、一ノ谷地区 2,385 m²、大野原地区 9,756 m²、豊浜地区 722 m²、合計面積は、49,241 m²です。

今月は、田51筆、畑5筆の設定があり、26件の申出がありました。内容確認しましたが、特に気になる案件はありませんでした。

それでは、次に議案書の27ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和5年3月31日公告（案）ですが、これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

観音寺地区 1,899 m²、高室地区 3,595 m²、常磐地区 5,044 m²、柞田地区 6,080 m²、木之郷地区 5,749 m²、豊田地区 3,045 m²、一ノ谷地区 647 m²、大野原地区 16,768 m²、豊浜地区 2,706 m²

合計面積 45,533 m²です。

今月は、田54筆、畑9筆、19件の設定がありました。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、28ページから38ページに記載しており、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸され、令和5年4月1日付で設定される貸借となります。

議案第4号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第4号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第4号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第5号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長（農政管理係長） それでは、議案第5号について、説明させていただきますので、議案書39ページをご覧ください。

議案第5号 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について
別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による「農用地利用配分計画（案）」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第12条第3項の規定により意見を聴取する。

令和5年3月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の40ページをご覧ください。

香川県農地機構を通じた貸借のうち、農地機構が借り受けているが借り手がいなかった農地や、耕作者が変更となる場合についての配分計画です。

今回の1件4筆について提出され、耕作者の利便性向上のための借受者変更に伴うものです。

今後の手続きについては、農地機構が配分計画を作成し、県知事へ提出します。その後、認可・公告を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、5月1日からとなります。

議案第5号の説明については、以上です。

ご審議 よろしく お願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第5号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

次に議案第6号「農地転用許可後の事業計画の変更について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第6号について説明させていただきますので、議案書の41ページをご覧ください。

議案第6号 別紙記載の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請については、香川県農地関係事務処理要領の第3の1（3）の各号に該当しないので、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和5年3月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。議案書42ページをご覧ください。

1番の申請地は森川ステンレス工芸株式会社 代表取締役 森川 恭行 様からで、変更の内容は、過去の転用計画用地の拡張の変更申請です。

2月の定例会で報告した転用ですが、併せ地の一部農地が過去に転用申請しており、未着手だったため、この変更申請が必要となりました。計画内容等は先月報告したものから変更ありません。県から指導があり、追加の変更申請をするものです。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局より説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 全員意見がないようですので、議案6号「農地転用許可後の事業計画の変更について」は、意見書を付して知事に進達します。

議長（会長） 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かご意見ありませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

[連絡事項]

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和4年度第11回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後2時30分閉会>